

2021年6月14日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「2020年8月23日付と2020年9月3日付で送付した共生フォーラムひろしまの『抗議および要請』と『再びの抗議および要請』に対する返信作成に関わる文書の一切と最終決定した責任部署の判断がわかる文書」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、求めの文書は存在しないため、開示することができないとしたうえで、問い合わせのあった方々に対する回答文書として作成した「視聴者への説明文」を情報提供した。

これに対して視聴者から、組織としての回答であれば合議により回答書が作成されたと考えるのが自然で、議事録が保存されるはずであり、また、最終決定された決裁文書が存在すると考えるのが当然だとして、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

求めの文書について改めて調べたところ、当該団体から回答を求める文書を受け取って以降、NHK広島拠点放送局内や本部の関係部署との間でやり取りをしたメール計6通と、メールに添付された2つの文書を該当文書として特定した。

このうちメールに添付された2つの文書は、回答の作成にあたって途中段階に当たる文書であると認められ、開示することとする。ただし、そのうちの一部については、ひろしまタイムラインの業務協力(関係者)に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、特定の個人を識別できないものの、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、NHK情報公開規程(以下「規程」)第8条1項1号および3号に該当し、開示することができない。

一方、メールについては、NHK内の部署名を記した内容、当該団体についてNHKの担当者が言及した記述、当該団体との過去のやり取りを記載した内容、個別の報道機関から取材を受けたことを記した内容は、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当するほか、担当者の名前、携帯電話番号、メールアドレスは、特定の個人を識別することができる情報であるため、規程第8条1項3号に該当し、メールの表題や放送局名、住所以外は開示することができない。

なお、この件では会議用資料や議事録は作成しておらず、決裁文書等も存在し

ない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取し、資料を見分したところ、開示の求めに係る文書のうち、回答作成の途中段階に当たる文書には、NHKの業務協力（関係者）に関する情報があり、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当するほか、特定の個人を識別できないものの、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、規程第8条1項3号に該当すると認められ、メールに関しては、回答作成のための準備作業と位置付けられるものであり、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当するほか、担当者の職位・氏名、携帯電話番号、メールアドレスは、特定の個人を識別することができる情報であるため、規程第8条1項3号に該当すると認められ、一部開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年 5月31日（第303回審議委員会）

第841号 諮問、審議

6月14日（第304回審議委員会）

審議、答申